

項目	国の基本計画	千葉県	
		現状と課題	取組
1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等 (第9条関係)	<p>【基本的考え方】 公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、点字図書館とも連携して、アクセシブルな書籍等の充実、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制整備を図る。 また、点字図書館については、アクセシブルな書籍等の充実、公立図書館等に対する利用に関する情報提供、視覚障害者による十分かつ円滑な利用の推進を図る。</p>		<p>【基本的考え方】 公立図書館、学校図書館、点字図書館の連携を図り、アクセシブルな書籍等の充実や、円滑な利用のための支援を充実するとともに、視覚障害者等が図書館を利用しやすくなるよう、体制の整備を図ります。</p>
	<p>(1) アクセシブルな書籍等の充実 ・公立図書館等において、地域や機関等の実情を踏まえ、点字図書館や他の図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進する。</p> <p>・点字図書館及び点字出版施設（以下「点字図書館等」という。）が、今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障害の種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、点字図書館等による製作の支援を行う。</p>		<p>【現状】 県における身体障害者手帳所持者のうち、「視覚障害」は11,020人、「肢体不自由」は87,999人。読字障害の正確な人数は把握されていないが、学習障害を理由に公立小・中学校、高等学校の通級による指導を受けている児童生徒数は県で429人。 一方、県立図書館の障害者サービス登録利用者数は425人、千葉点字図書館の利用登録者数は1,293人。 読書に困難を抱えていると想定される人数に比べ、図書館等のサービスを利用している人数が多いとは言えない。 県内公立図書館での障害者サービス実施状況は、利用者が図書館に来館しなくても録音資料を利用できる図書館は26.8%、録音図書製作・対面朗読サービス実施体制のある図書館は14.6%。 県内において、公立図書館における障害者サービスが十分に普及しているとは言えない。</p> <p>【課題】 ・視覚障害者等が利用しやすい資料や読書補助機器、読書を支援する図書館サービス等について、更に周知していく必要がある。 ・公立図書館においては、図書館で実施している障害者サービスやバリアフリー資料を、必要とする当事者や支援者につなぐ仕組みが必要。 ・複障害のある方や学習障害等が原因で、視覚による表現の認識が困難な方等にも対応した図書サービスの提供など、図書サービスの多様化への対応等が課題。</p> <p>【県立図書館における取組】 ・録音図書等（点字図書やテキストなどのデータを含む）の貸出し・製作 ・対面朗読 ・大活字図書、点字雑誌、点訳絵本、LLブック（わかりやすい本）等の提供 ・拡大読書器、活字読み上げ機器、音声読み上げ機能付きパソコン等の設置 ・読書補助具の貸出 ・「やさしい利用案内」の作成 ・点訳絵本の作成（中央図書館） ・活字資料のテキストデータ化（西部図書館） ・館内にバリアフリー資料を集めた「りんごの棚」を設置、ピクトグラム・点字サイン設置（中央図書館） ・館内に障害者サービスを紹介するミニコーナーを設置（西部図書館） ・特別支援学校訪問読書支援（おはなし会や「図書館の使い方」授業の実施、図書室の運営相談等） ・敷地内点字ブロック設置</p> <p>【千葉点字図書館等における取組】 ・点字図書、声の図書の作成、貸出 ・点字ワープロ講習会の開催</p>

項目	国の基本計画	千葉県	
		現状と課題	取組
	<p>(2) 円滑な利用のための支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取組を促進する。 学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、設置者である各教育委員会等に対し、司書教諭・学校司書の配置の重要性について周知するとともに、司書教諭をはじめ学級担任や通級の担当者、特別支援教育コーディネーター等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図る。 インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する初等中等教育機関及び高等教育機関において読書環境を保障することが重要であり、以下の取組を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ①点字図書館及び公立図書館と学校図書館の連携を図り、視覚障害等のある児童生徒を支援するための取組を進める。 ②各教育委員会を通して、特別支援学校、特別支援学級設置校、及び視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校に対し、視覚障害等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図る。 ③全国の大学及び高等専門学校の附属図書館が保有するアクセシブルな書籍等の所在情報を共有するためのリポジトリを国立情報学研究所において整備し、視覚障害者等による円滑な利用を促進する。また、同リポジトリと国立国会図書館のデータベースとの連携について検討を進める。更に、同リポジトリやデータベース等で公開される学術論文等について、視覚障害者等のアクセシビリティの向上に努める。 ④全国の大学等の障害学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）において視覚障害者等のための複製が認められる者として位置付けられていることについて大学等に周知するとともに、大学等の図書館と学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化する。 点字図書館において、公立図書館や地域のICTサポートセンター等との連携を図り、視覚障害者等に対し、様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供する等とともに、点字・録音図書等の郵送サービスを含む地域の視覚障害者に対するアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施していく。 点字図書館が担ってきた音訳図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能は視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つものであることから、地域における公立図書館等との連携を推進する。また、地方公共団体や関係団体等と協議しながら、点字図書館等の利用対象者の範囲について、アクセシブルな書籍等を必要とする方が利用できるよう制度面を含め検討を行い、その検討結果を踏まえ、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実について検討する。 	<p>【学校図書館における取組】</p> <p>県作成の「学校図書館自己評価表」に基づき、自分の学校の図書館の現状分析を促すなど、魅力ある学校図書館づくりを推進している。</p> <p>【課題】</p> <p>・学校図書館については、「児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい」とされているが、ニーズや資料の整備状況等について、実態を把握することが課題。1人1台端末を導入した学習が始まる中で、アクセシブルな電子書籍の導入等、読書バリアフリーにどのように活かせるか、併せて検討していく必要がある。</p> <p>【特別支援教育における取組】</p> <p>視覚障害者、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について視覚による表現の認識が困難な児童生徒への支援として、県立特別支援学校では、見え方に応じた視覚補助具・情報機器等の活用を行っている。</p> <p>また、県では、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、「通級による指導」の展開、児童生徒、保護者、関係教職員等への教育相談を行っている。</p> <p>【課題】</p> <p>・特別支援学校では、児童生徒向け配付物の点字や音声への翻訳化が課題。点字や音声への翻訳における教職員のスキルアップや、PCにおける点字変換ソフト等の整備も必要。</p>	<p>・特別支援学校では、図書館利用を教育課程に組み込み、卒業後も活用しやすいようにします。</p>

項目	国の基本計画	千葉県	
		現状と課題	取組
2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化 (第10条関係)	<p>【基本的考え方】 インターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援を行い、アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進する。また、国立国会図書館、同ネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者間の連携強化を図り、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化を図る。</p>	<p>【県立図書館における取組】 ・「視覚障害者情報総合ネットワーク（サビエ）」への所蔵録音図書等の目録情報提供 ・「国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス」への録音図書等のデータ提供 ・オンラインによる遠隔対面朗読の試行（西部図書館） 【千葉点字図書館等における取組】 ・製作した点字図書等のデータのサビエ図書館への提供</p>	<p>【基本的考え方】 視覚障害者等がインターネットを利用してアクセシブルな書籍等を十分かつ円滑に利用できるようにするため、国立国会図書館やサビエ図書館のインターネットを利用したサービスについて周知を行い、利用を促進します。 公立図書館、点字図書館の連携の強化を図り、国立国会図書館やサビエ図書館のインターネットを利用したサービスの提供体制の強化を図ります。</p> <p>・県立図書館は国立国会図書館及びサビエ図書館へ、点字図書館はサビエ図書館へ、それぞれ製作した資料データの提供を継続します。 ・国立国会図書館の視覚障害者等用データやサビエ図書館について、関連機関の連携等を通じて、サービスの周知を図ります。 ・電子書籍やオーディオブックの配信サービスの導入を検討します。 ・オンラインによる対面朗読サービス等、インターネットを利用したサービスの充実に努めます。</p>
	<p>・現在、国立国会図書館においては、自ら製作した「学術文献録音図書」の音声データや、公立図書館等が製作し、国立国会図書館が収集した視覚障害者等用データを、個人、公立図書館等及び点字図書館に送信するサービスを実施している。一方、サビエ図書館においては、全国の点字図書館等で製作された点字やデータデータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えている。また、双方のシステム間の連携も図られており、視覚障害者等が全国にあるアクセシブルな書籍等を統合的に検索できるシステムも国立国会図書館により整備されている。これらのシステムの十分な活用を図るため、視覚障害者だけでなく視覚による表現の認識が困難な者も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図る。</p> <p>・地域における点字図書館と公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサビエ図書館のサービスについての周知や連携に必要な情報提供を研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて行い、多くの視覚障害者等が視覚障害者等用データの送信サービスやサビエ図書館を利用できるよう会員加入の促進等の取組を進める。</p> <p>・このような取組を進めていく中で、視覚障害者等の障害の特性に応じた利用しやすいサービスが提供できるよう、国立国会図書館とサビエ図書館の役割も踏まえながら、サービス内容、システムの改善や提供体制等の検討を行う。</p> <p>・サビエ図書館の運営は、加入図書館やボランティア団体等からの会費や障害当事者からの寄付、国の補助金で実施しているところであるが、会員加入の促進を図り、将来的な会員の拡大等の状況や国の役割も踏まえ、安定的な運営が図られるよう支援を推進していく。</p>		
3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援 (第11条関係)	<p>【基本的考え方】 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援のため、製作に係る基準の作成等、質の向上を図るための取組に対する支援を行う。</p>	<p>【基本的考え方】 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援のため、質の向上を図るための取組に対する支援を行います。</p>	<p>・市町村立図書館等やボランティア団体における特定書籍・特定電子書籍等の製作を支援するため、製作ノウハウや基準等の情報共有を図ります。 ・特別支援学校における児童生徒向け配付物の点字や音声への翻訳化について、資料作成における外部機関等との連携を検討します。また、学習教材の作成について、図書ボランティアとの連携を図ります。</p>
	<p>(1) 製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援</p> <p>・アクセシブルな書籍等やサビエ図書館におけるアクセシブルな電子書籍等の充実及び質の向上を図るため、その製作手順や仕様の基準の作成についてサビエ図書館を運営する者への支援を行い、特定書籍や特定電子書籍等の製作を行う者への製作手順等の共有を図る。</p> <p>・地域における点字図書館と公立図書館等との連携を支援し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報の共有による製作の効率化を図る。</p> <p>・出版者に対し、特定書籍及び特定電子書籍等の製作に係る基準の作成等の質の向上を図るための取組に資する情報提供や助言等を行う。</p> <p>・障害者等の利便の増進に資するICT機器・サービスに関する研究開発（特定電子書籍等の質の向上に資する製作支援技術を含む。）を行う者への支援を引き続き実施する。</p>		

項目	国の基本計画	千葉県	
		現状と課題	取組
	<p>(2) 出版者からの製作者に対する電磁的記録等の提供のための環境整備への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出版者からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する電磁的記録の提供を促進するための情報提供や助言等を行う。その際、視覚障害等のある児童生徒及び学生等の教育や研究に必要とされる書籍等や、視覚障害等のある教育関係者や図書館関係者等が職務活動の遂行に必要とする書籍等の電磁的記録の提供が重要であることにも留意する。 ・電磁的記録の提供については、流出の防止、作成に係る費用負担の在り方、管理する仕組み等の課題がある。このため、出版関係者との検討の場を設け、電磁的記録の提供に関する課題や具体的な方法について検討していく。 		
4. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援 (第14条・第15条関係)	<p>【基本的考え方】</p> <p>アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障害者等が入手及び習得するため、必要な支援等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり、支援の必要な者が必要な支援を受けられるよう、以下の取組を推進する。 ①点字図書館と公立図書館が地域のICTサポートセンターと連携し、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行う。なお、読書困難者の読書を支援する拡大読書機、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デジプレーヤー等の機器について、個々の状態に応じた活用に留意する。 ②点字図書館と公立図書館が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者等用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器の貸出等による支援を行う。 ③地方公共団体による、アクセシブルな電子書籍等を利用するための点字ディスプレイ、デジプレーヤー等の端末機器等の給付を行う。 <p>・上記の取組を推進するため、ICTサポートセンターの普及の支援や端末機器等の習得支援等を行う公立図書館等の職員等に対する研修を実施し、視覚障害者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう、施策の推進を図る。</p> <p>・小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校におけるICT環境整備が進められていることも踏まえ、各教育委員会の指導主事等を集めた全国会議等の場においてその趣旨を説明する等、その周知を図る。</p>	<p>【県立図書館における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書支援機器活用講座（中央、西部図書館） ・サピエ図書館活用講座（中央図書館） <p>【千葉点字図書館等における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者ITサポートセンターの設置・運営 <p>(パソコン及び関連ソフトウェアの購入相談等に応じるほか、パソコンやデジ再生機器等の操作方法の習得を支援。パソコンを利用した就労支援等を行い、障害者のIT利用を総合的に支援している。)</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・読書支援機器や県立図書館の講座等について、必要としている当事者や支援者へ更に周知・普及していく手段・方法を検討する必要がある。 	<p>【基本的考え方】</p> <p>視覚障害者等がアクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報の入手や、必要となる情報通信技術の習得のため、必要な取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館では、読書支援機器活用講座、サピエ図書館活用講座の開催を継続するとともに、県立図書館で実施した講座の内容の共有や、市町村立図書館等への読書支援機器の貸出しを行うことにより、講座に参加できない遠隔地の図書館職員や利用者の情報保障と、県内図書館等への普及を図ります。 ・障害者ITサポートセンターでの取組を継続し、パソコン及び関連ソフトウェアの購入相談、デジ再生機器等の操作方法の習得を支援する等、障害者のIT利用を総合的に支援します。 ・市町村における日常生活用具給付等事業について、市町村への費用の一部負担を継続します。

項目	国の基本計画	千葉県	
		現状と課題	取組
5. 製作人材・図書館サービス人材の育成等 (第17条関係)	<p>【基本的考え方】 特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促進する。</p> <p>また、公立図書館等及び国立国会図書館において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実のため、司書等を対象とした研修及び養成において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、司書等の資質の向上を図る。</p>		<p>【基本的考え方】 特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、養成、資質向上及び確保に係る支援を行います。</p> <p>公立図書館等において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用の支援の充実のため、図書館職員等を対象とした研修において、視覚障害者等に対する図書館サービスについて取り上げ、図書館職員等の資質向上を図ります。</p>
	<p>(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・司書及び司書補（以下「司書等」という。）、司書教諭及び学校司書（以下「司書教諭等」という。）並びに職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「職員等」という。）を対象に、障害者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図る。また、公立図書館においては、障害当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を行う。 ・大学の司書等及び司書教諭等の養成は、専門的職員としての入口に位置付けられる重要な段階である。このため、養成課程において、学生段階から障害者サービスの知識等について学習する機会を充実する。 <p>(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館等や公立図書館等及びそこで活動するボランティア団体等における点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修の取組を支援し、質の向上を推進する。 <p>・点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の不足が課題となっており、この分野における人材の確保が必要となっている。このため、点字図書館、公立図書館等と地方公共団体が連携して、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援する。</p> <p>なお、製作人材の確保に関しては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策を関係者間で検討していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制を確保していくことも必要である。 	<p>【県立図書館における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者サービス研修会（西部図書館） ・公共図書館等新任職員研修会での講義 ・日本図書館協会障害者サービス担当職員養成講座実習生の受入れ（西部図書館） <p>【県立図書館における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館音訳者養成講座 ・障害者のための資料デジタル化講座（西部図書館） <p>【千葉点字図書館等における取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点訳・音訳奉仕員養成事業の実施。 <p>（年1回、図書館職員や特別支援学校教職員を対象に「視覚障害サービス担当者研修会」を開催し、情報交換の場を設けている。図書館やボランティア団体の希望に応じて、点訳、音訳、書籍編集等の講師を派遣している。）</p> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館では図書館音訳者の高齢化、後継者不足により、希望する資料を必要としている時期に提供できないことが課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館では、障害者サービス研修会、新任図書館職員研修会、図書館音訳者養成講座、障害者のための資料デジタル化講座、日本図書館協会障害者サービス担当職員養成講座実習生の受入れ等を継続し、公立図書館等職員、特別支援学校教職員等の資質向上に取り組めます。 ・点字や音声・テキストへの翻訳に関するスキルアップについて、特別支援学校の教職員の専門性向上のための研修を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ・県立図書館では、障害者のための資料デジタル化講座、音訳者養成講座等を継続し、図書館音訳者等の資質向上に取り組めます。また、図書館音訳者・テキスト訳者の募集や養成に計画的に取り組めます。 ・点訳・音訳奉仕員養成事業を引き続き実施し、点訳・音訳者の人材確保を図ります。